

暴力団等の不当要求に関するアンケート結果

(令和6年中調査結果)



暴力団追放「三ない運動」+1の推進

- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に金を出さない
- +暴力団と交際しない

はじめに

本資料は、暴力団等反社会勢力による不当な要求等の現状を把握し、今後の諸活動をより効果的に行うために、公務所や各事業所等を対象に、不当要求の実態、警察や暴力追放運動推進センターに対する要望等について、アンケート調査した結果を取りまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

1 アンケート調査の概要

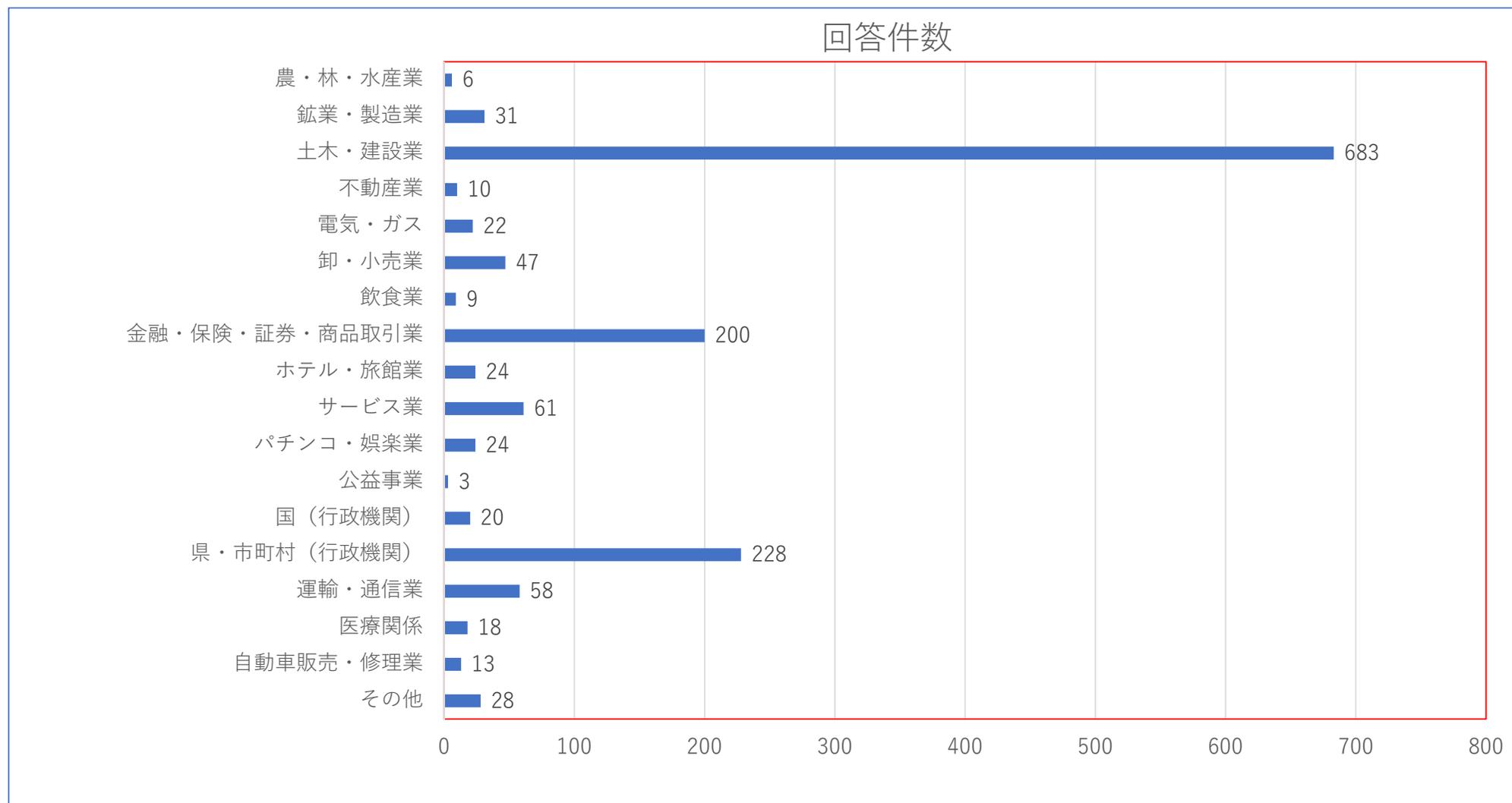
- 令和6年中に当センターが開催した不当要求防止責任者講習や研修会において、出席した県内各事業所の皆さんにアンケートの協力を依頼しました。
- 各事業所の業種は、農・林・水産業、鉱業・製造業、土木・建設業、不動産業、電気・ガス事業、卸・小売業、飲食業、金融・保険・証券・商品取引業、ホテル・旅館業、サービス業、パチンコ・娯楽業、公益事業、行政機関、運輸・通信業、医療関係、自動車販売・修理業などです。

2 アンケート調査結果の概要

- 講習会等には、1,576人の方が出席し、そのうち1,494人の方から回答が得られました。
- アンケート調査の集計結果は、次ページ以降に記載のとおりです。

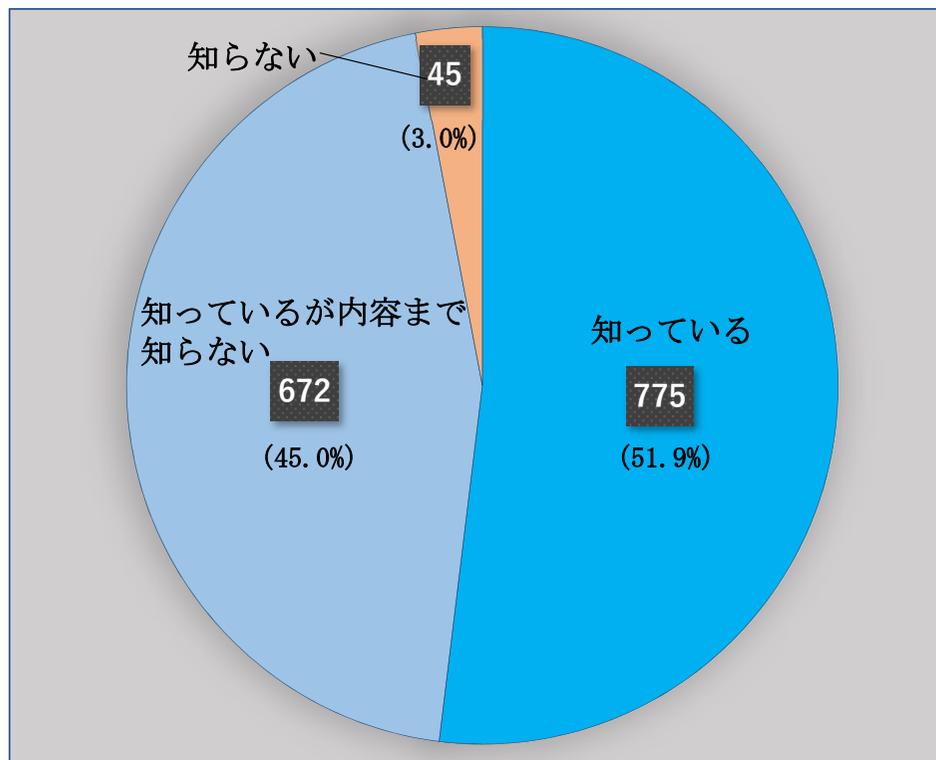
問1 貴団体の営業種別は、次のどれに該当しますか

回答総数：1,485



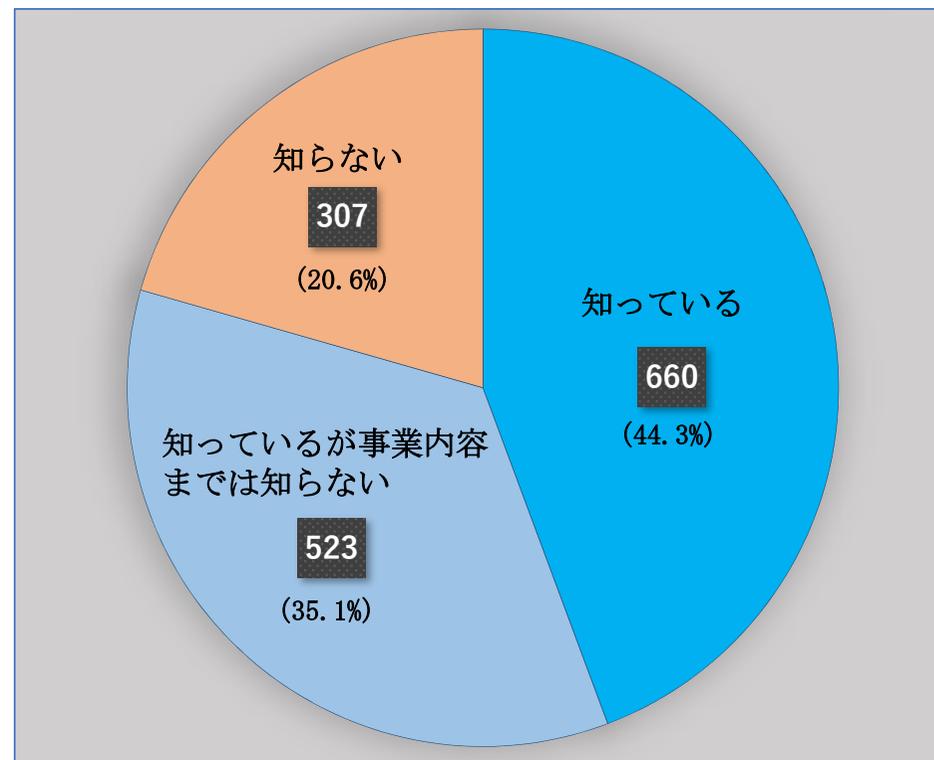
問2 暴力団対策法（暴対法）を知っていますか

回答総数：1,492



問3 大分県暴力追放運動推進センター（暴追センター）を知っていますか

回答総数：1,490

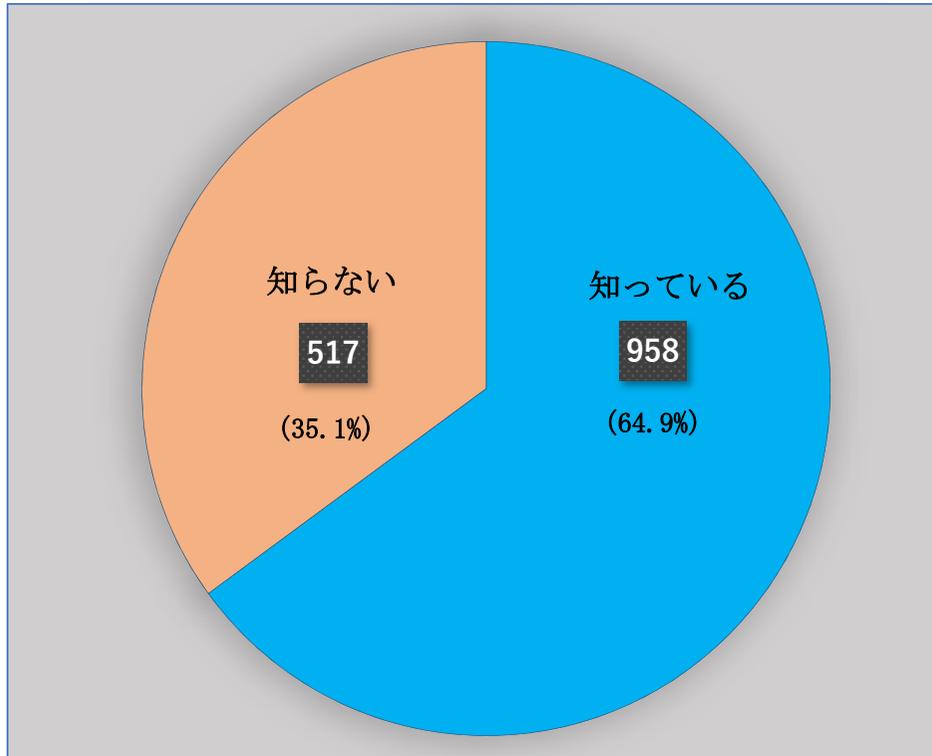


暴対法について、「知っていますか」との質問では、概ね「知っている」が1,447人（97.0%）であった。
暴対法という法律については、多くの方が知っていることが分かりました。

当センターについて、「知っていますか」との質問では、概ね「知っている」が1,183人（79.4%）でしたが、「知らない」と答えた方も307人（20.6%）いました。

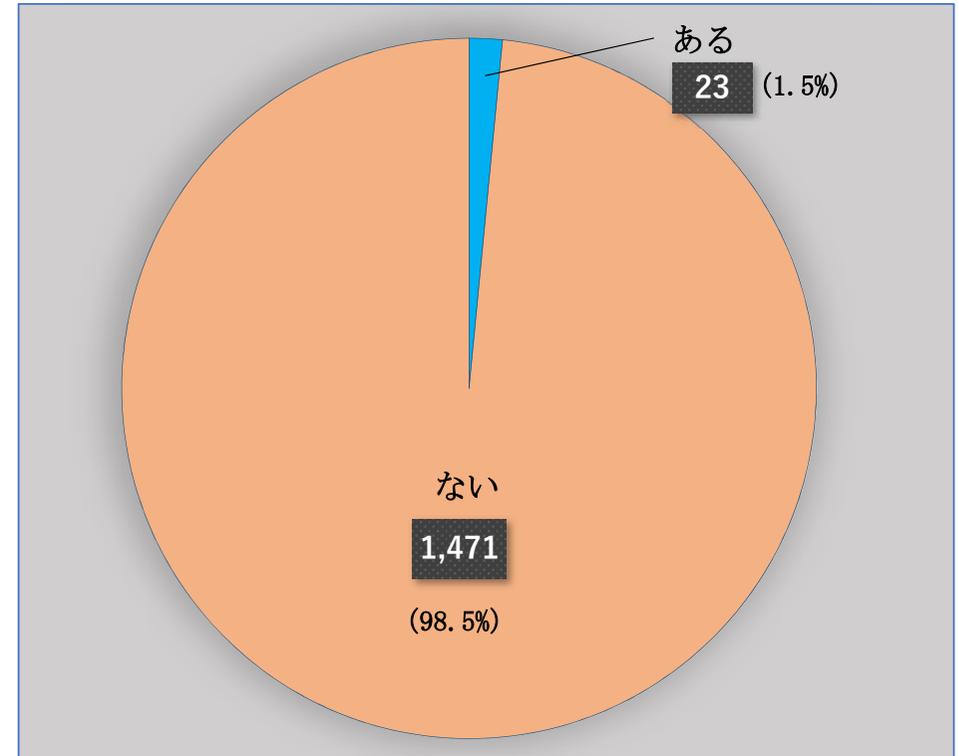
問4 大分県暴力追放運動推進センター（暴追センター）では、暴力団に関する相談を受け付けていることを知っていますか

回答総数：1,475



問5 過去3年以内に暴力団などの反社会的勢力から、金品の要求、機関紙の購読、強要等の「不当な要求」「嫌がらせ」「脅し」などを行けたことがありますか

回答総数：1,494



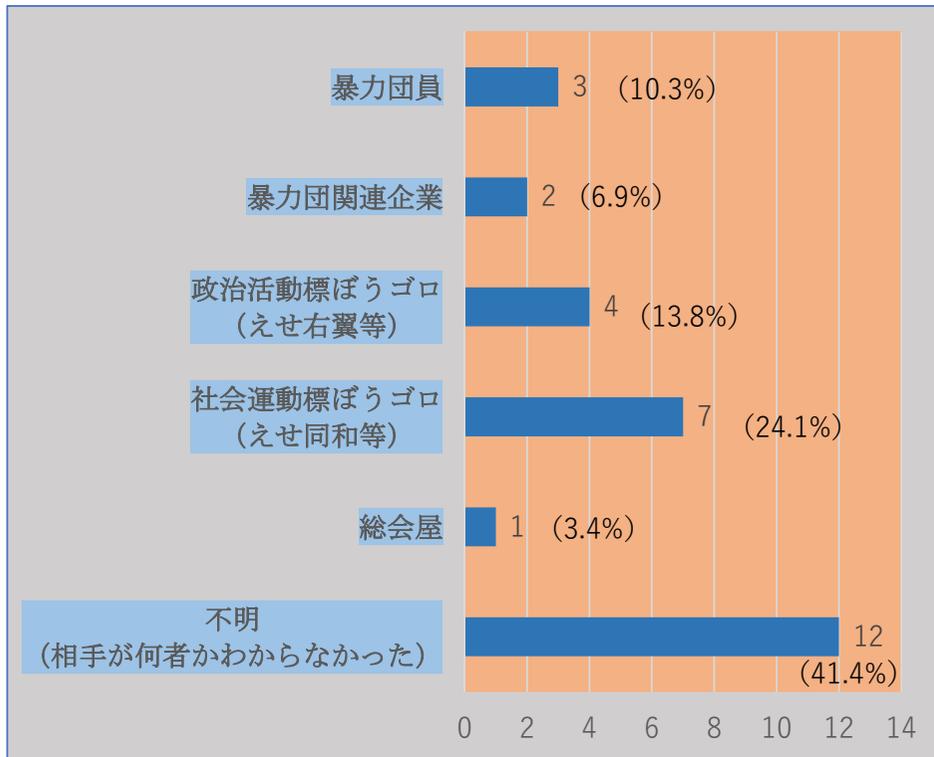
暴追センターの業務内容についての質問では、「暴力団に関する相談」を受け付けていることを知らない人が517人（35.1%）で、3割超の方が知らないことが分かりました。

不当要求等を受けたことが「ある」と答えた方は23人（1.5%）となっています。前年の調査結果は6人（0.8%）でしたので、前年よりも増加しています。

問6 相手は誰ですか（複数回答可）

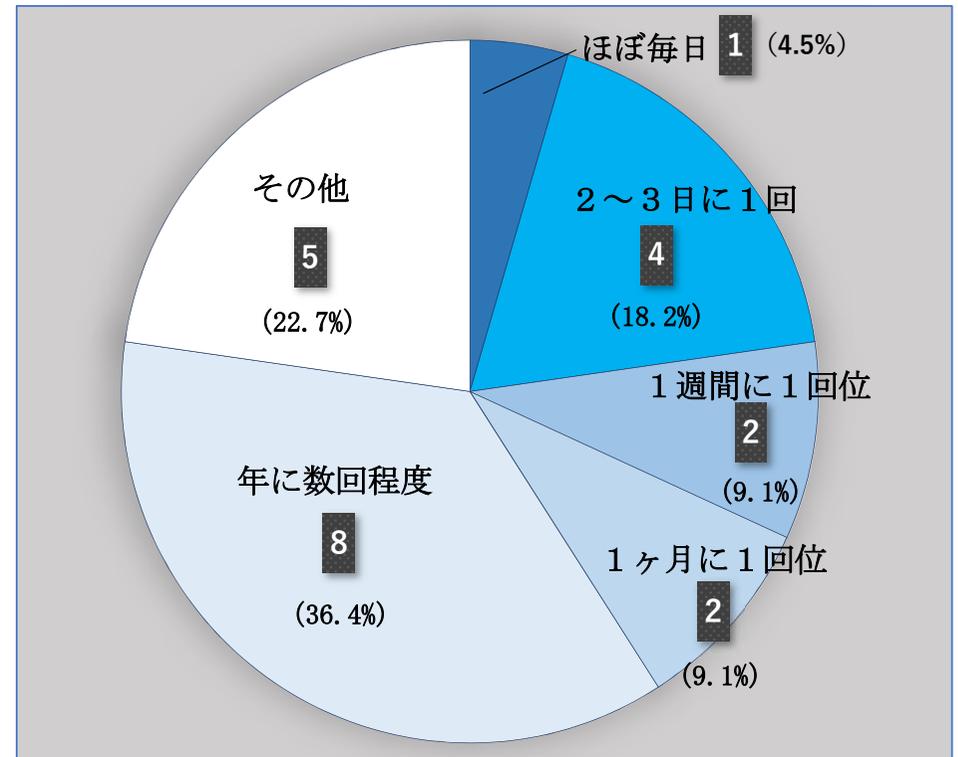
※問5で「ある」と答えた方は、問6～問6-10

回答総数：29



問6-1 不当要求を受けた際の対応頻度はどのくらいでしたか

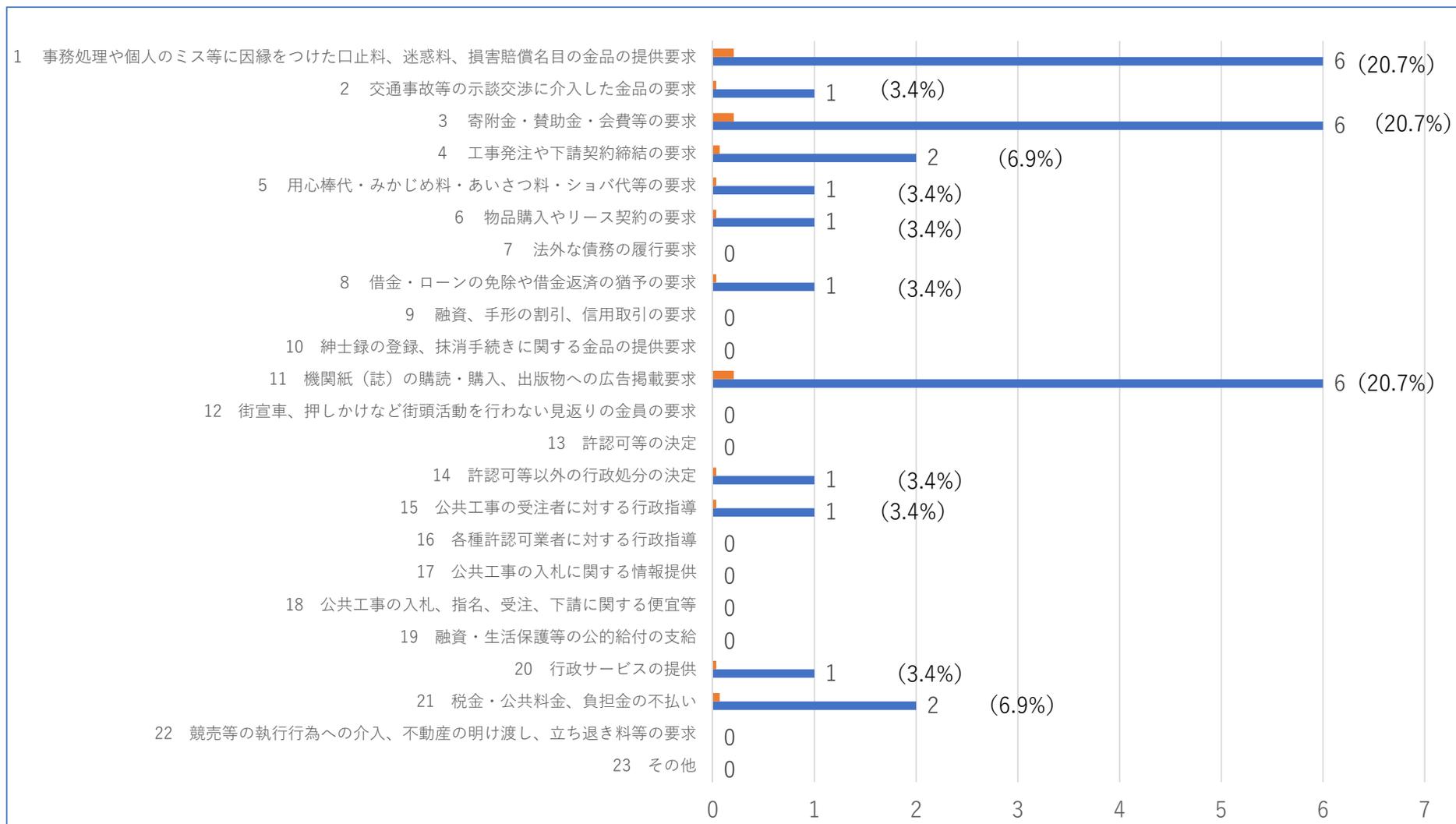
回答総数：22



対応の頻度についての質問では、「年に数回程度」が最も多く8人（36.4%）、次に「2～3日に1回」が4人（18.2%）、「1週間に1回位」と「1か月に1回位」が各々2人（9.1%）等であった。

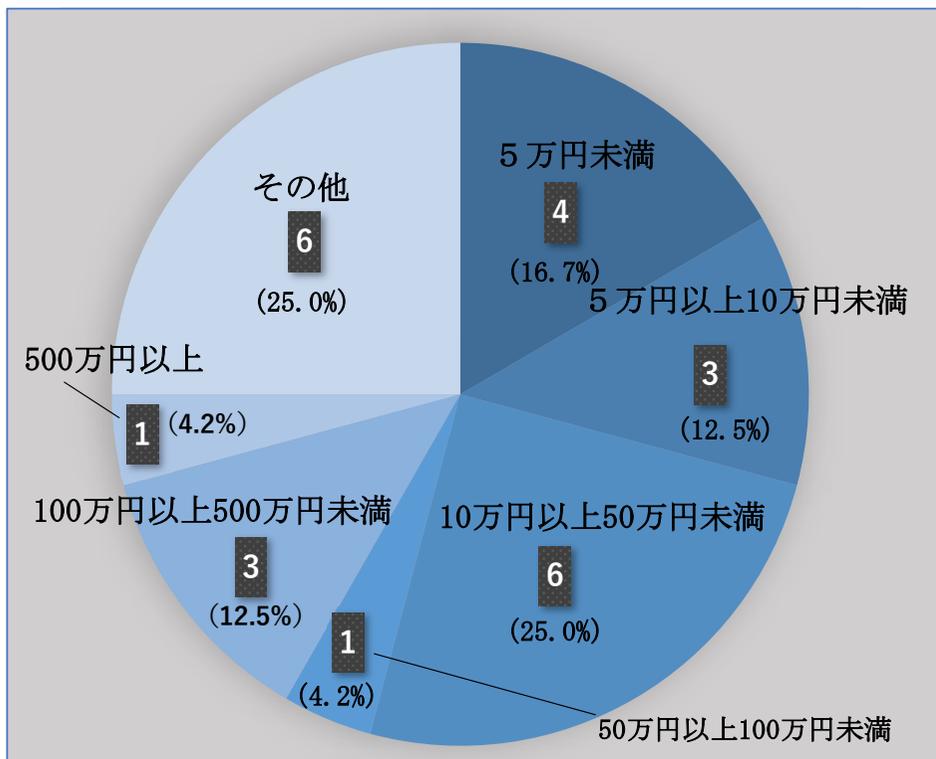
問6-2 不当要求の内容はどのようなものですか（複数回答可）

回答総数：29



問6-3 要求された金額はいくらでしたか（複数回答可）

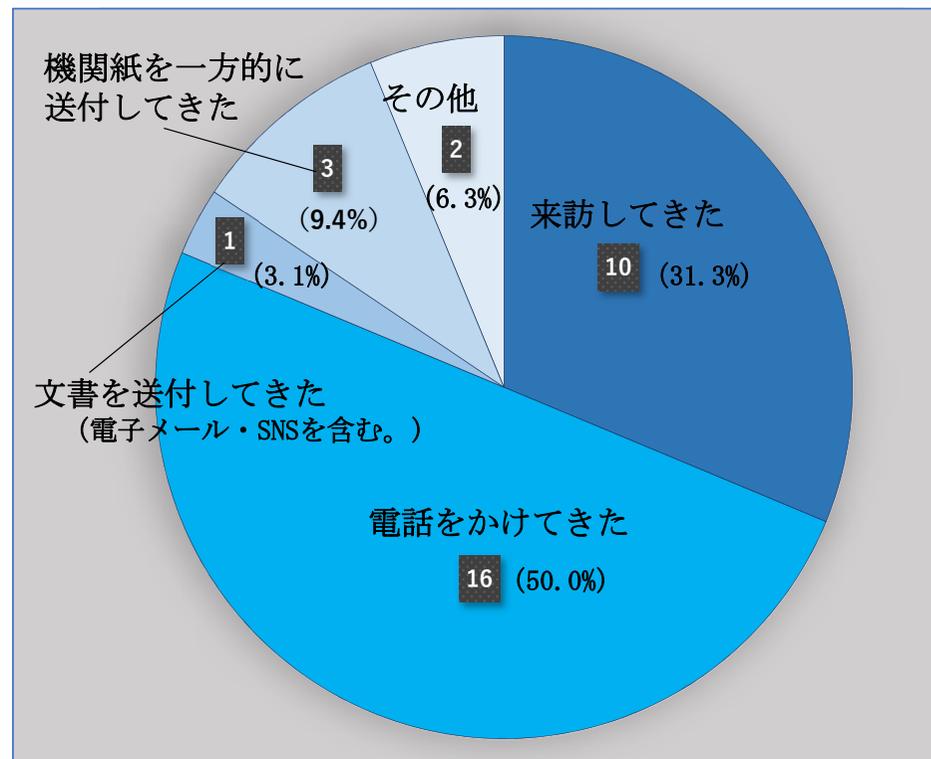
回答総数：24



要求された金額については、「10万円以上50万円未満」が6人（25.0%）と多く、次に「5万円未満」が4人（16.7%）、「5万円以上10万円未満」と「100万円以上500万円未満」が各々3人（12.5%）を占めている。

問6-4 要求の方法はどのようなものでしたか（複数回答可）

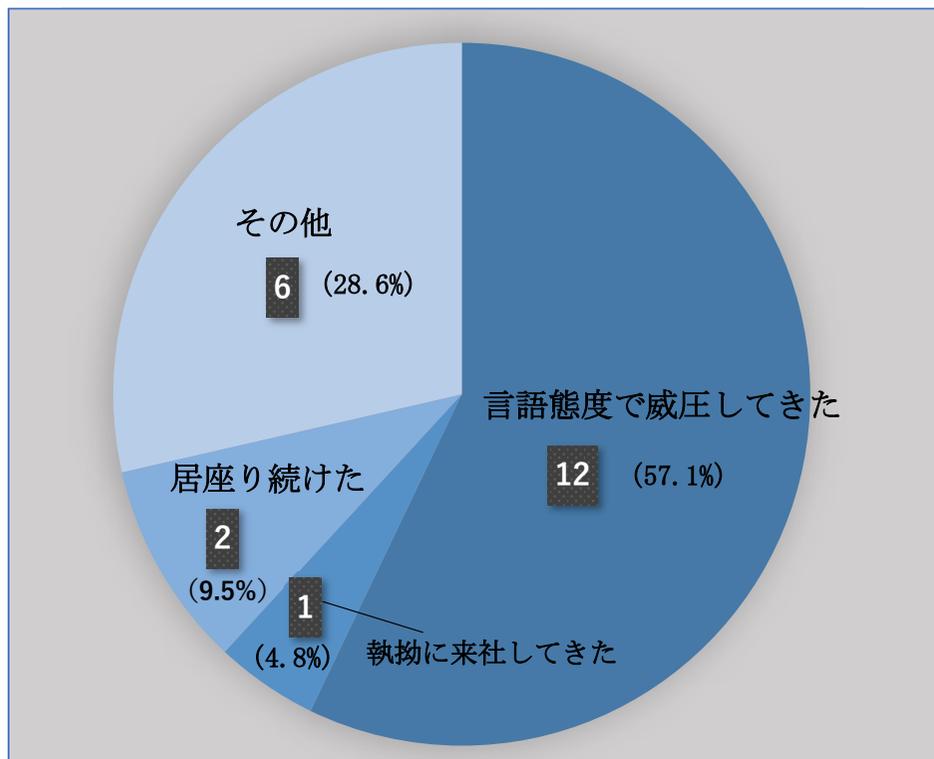
回答総数32



不当要求の方法としては、「来訪」と「電話」が多く、この2つで全体の26人（81.3%）であった。機関紙や文書を送り付けてきたという要求方法は4人（12.5%）であった。

問6-5 脅しの方法はどのようなものでしたか

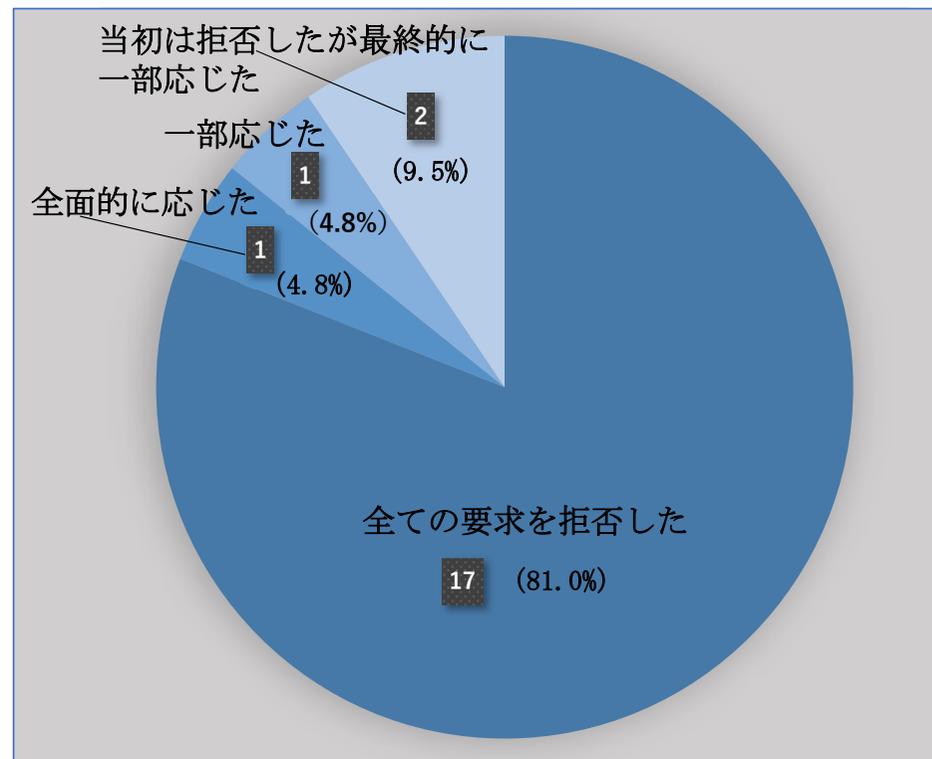
回答総数：21



脅しの方法は「言語態度で威圧してきた」が12人（57.1%）を占め、次に「居座り続けた」が2人（9.5%）、「執拗に来社してきた」が1人（4.8%）であった。

問6-6 不当要求に対してどのように対処しましたか

回答総数21

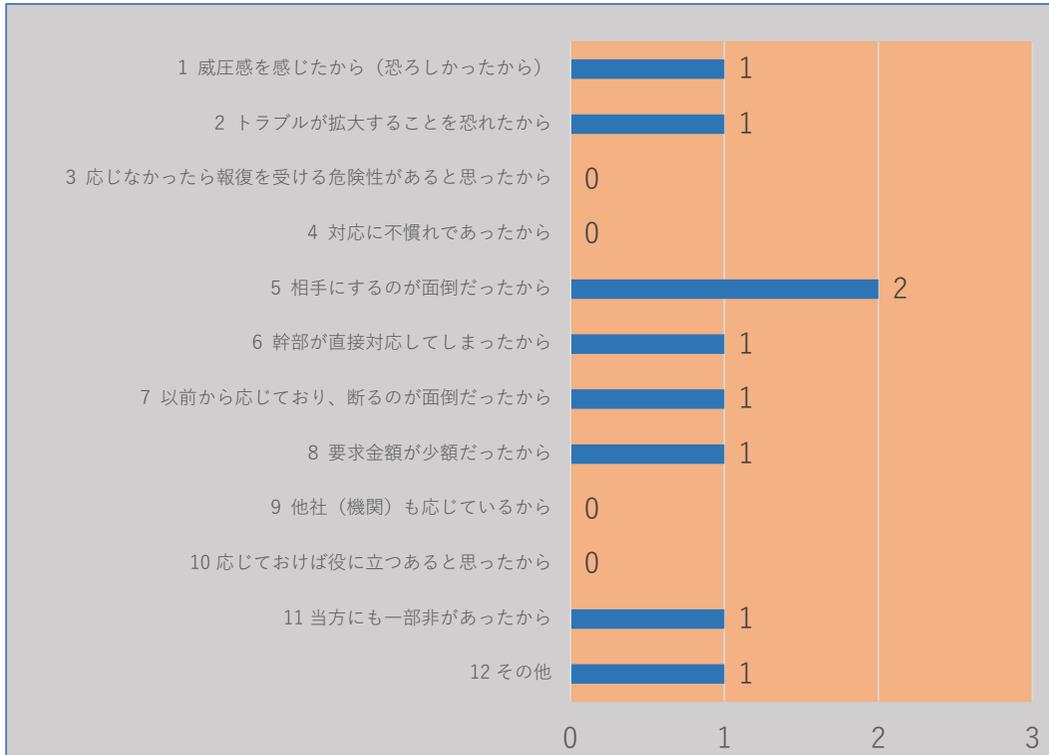


不当要求の対処方法をたずねると「全ての要求を拒否した」が17人（81.0%）と最も多く、次に「当初は拒否したが最終的に一部応じた」が2人（9.5%）、「全面的に応じた」・「一部応じた」は各々1人（4.8%）であった。

問6-7 不当要求に応じた理由は（複数回答可）

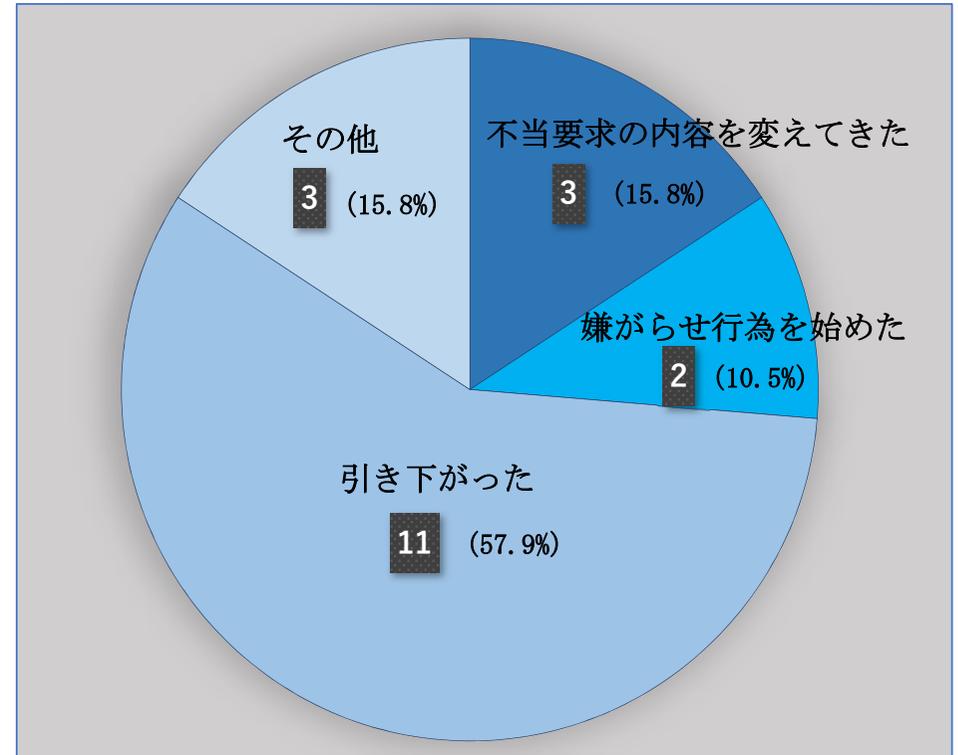
※問6-6で「全ての要求を拒否した」と回答した以外の人

回答総数：9



問6-8 不当要求を拒否したとき相手はどうしましたか

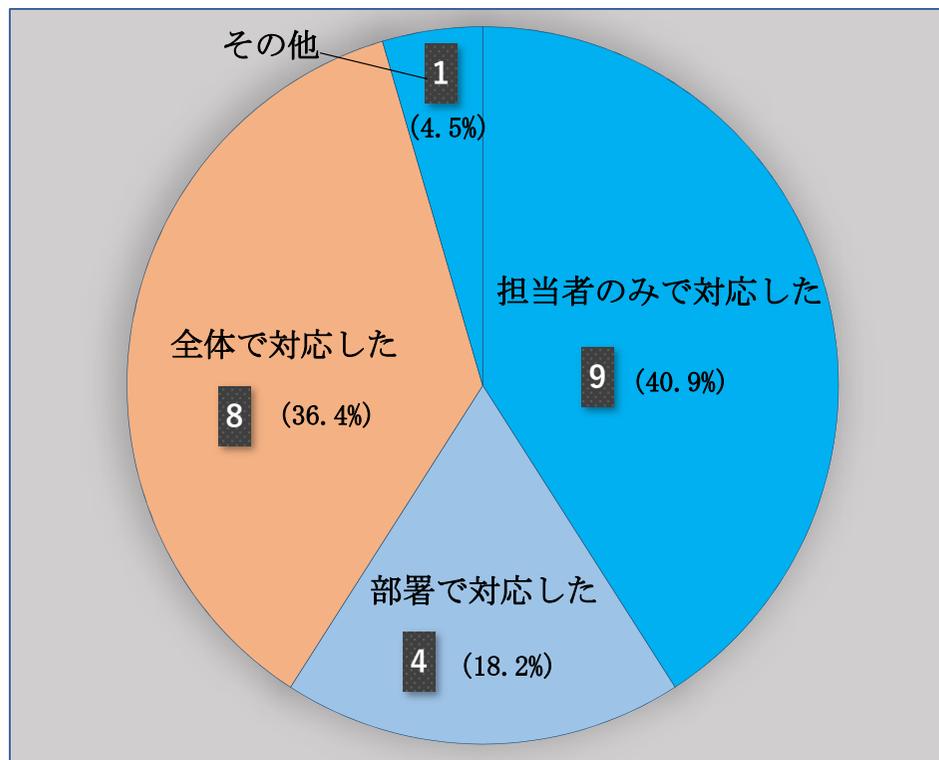
回答総数：19



不当要求を拒否された場合の相手の行動についての質問では、「引き下がった」との行動が11人（57.9%）と最も多かった。

問6-9 対応時の体制はどうでしたか

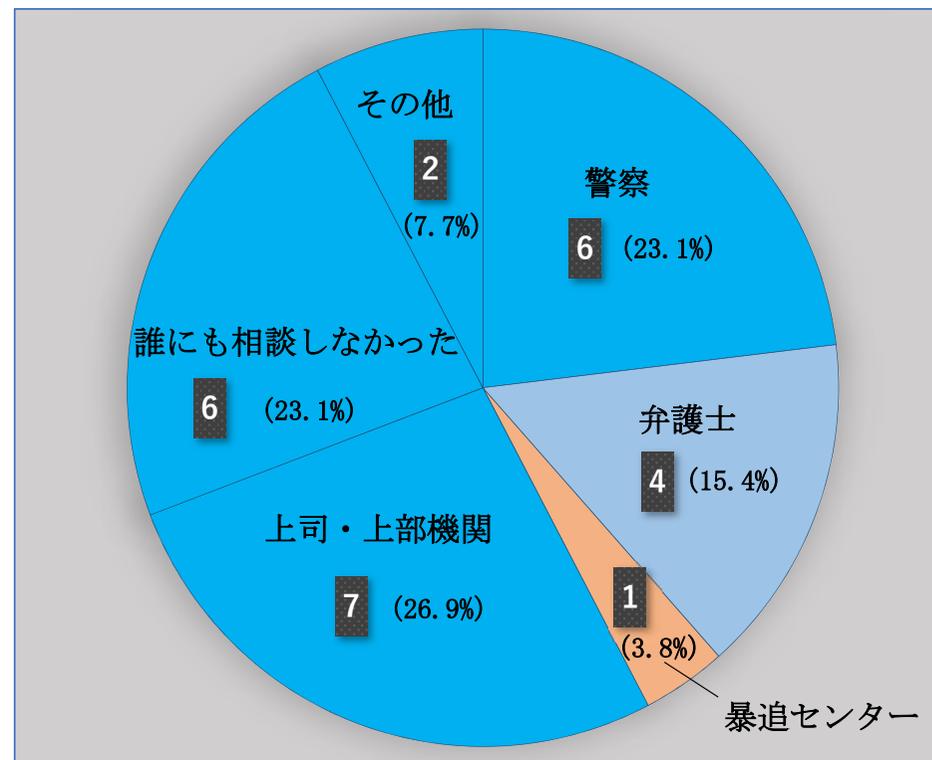
回答総数：22



不当要求に対する対応についての質問では、「担当者のみ」での対応が9人（40.9%）と一番多かった。

問6-10 不当要求があった際、誰に相談しましたか（複数回答可）

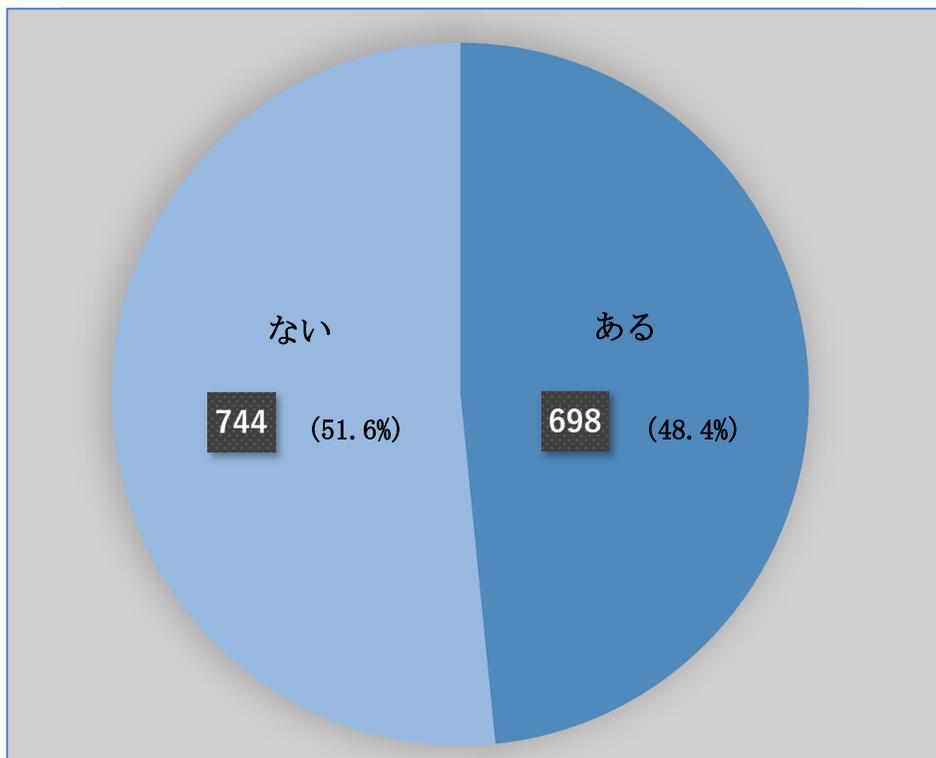
回答総数：26



不当要求があった際の相談相手についての質問では、「上司・上部機関」への相談が7人（26.9%）、次に「警察」への相談と「誰にも相談しなかった」が6人（23.1%）であった。

問7 今後不当要求防止対策に取り組む計画がありますか

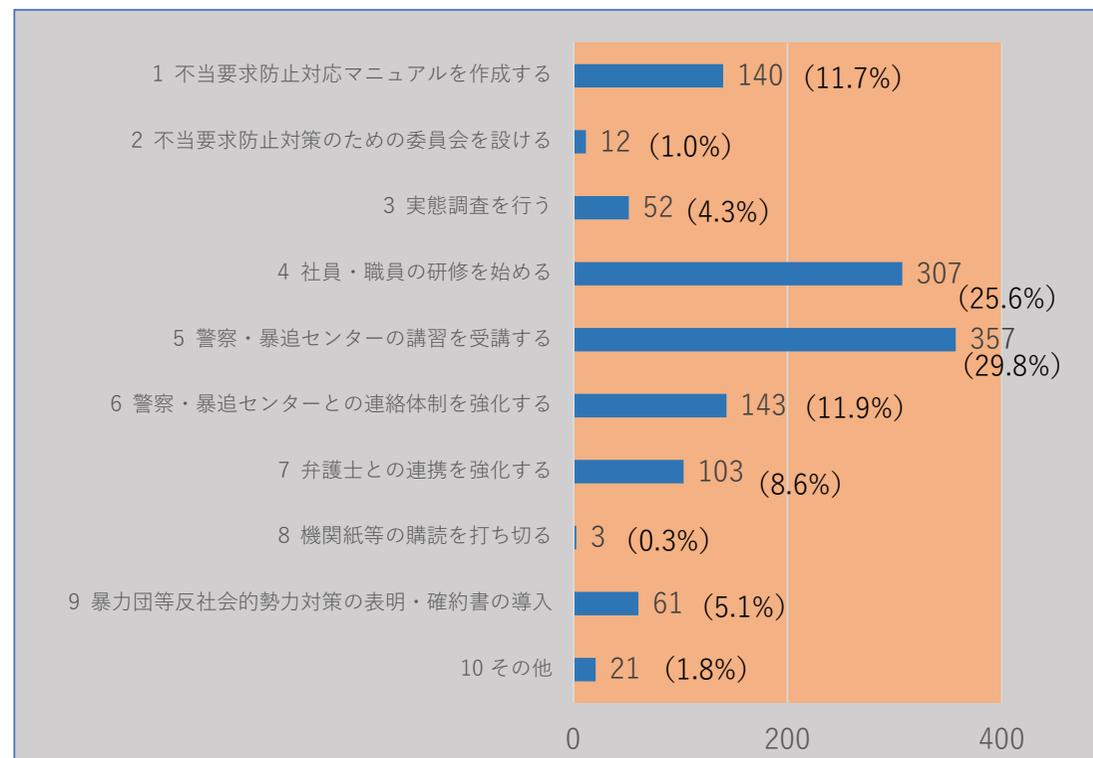
回答総数：1,442



問8 不当要求防止対策はどのようにしますか（複数回答可）

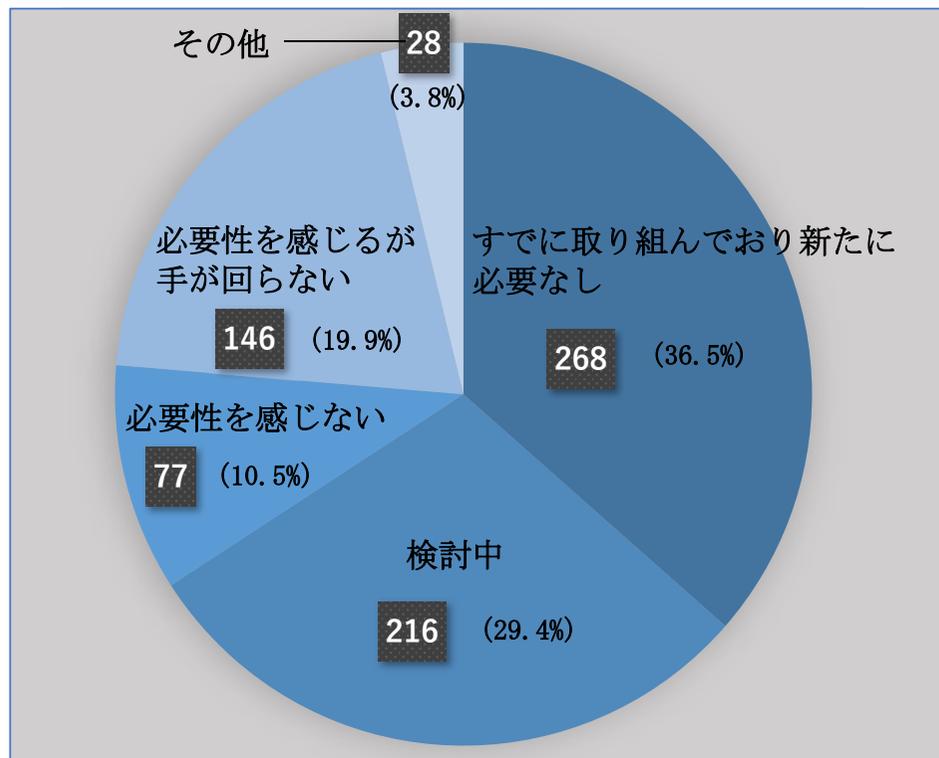
※問7で「ある」と回答した人

回答総数：1,199



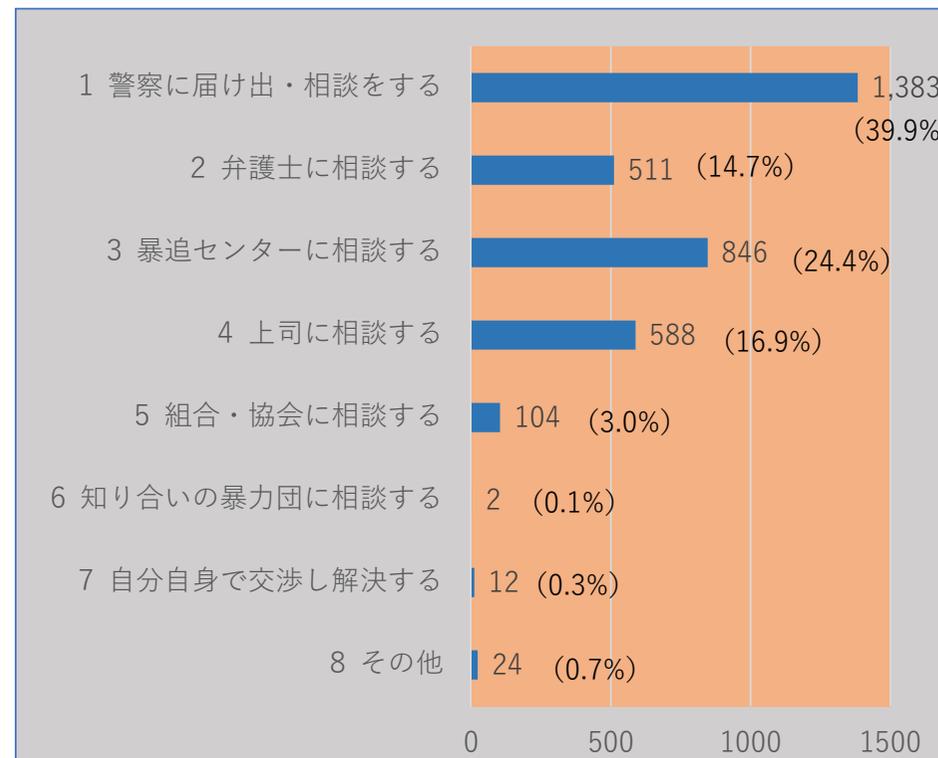
問9 不当要求防止対策の取り組み予定のない理由は
 ※問7で「ない」と回答した人

回答総数：735



問10 今後、不当要求があった場合どのように対応しますか
 (複数回答可)

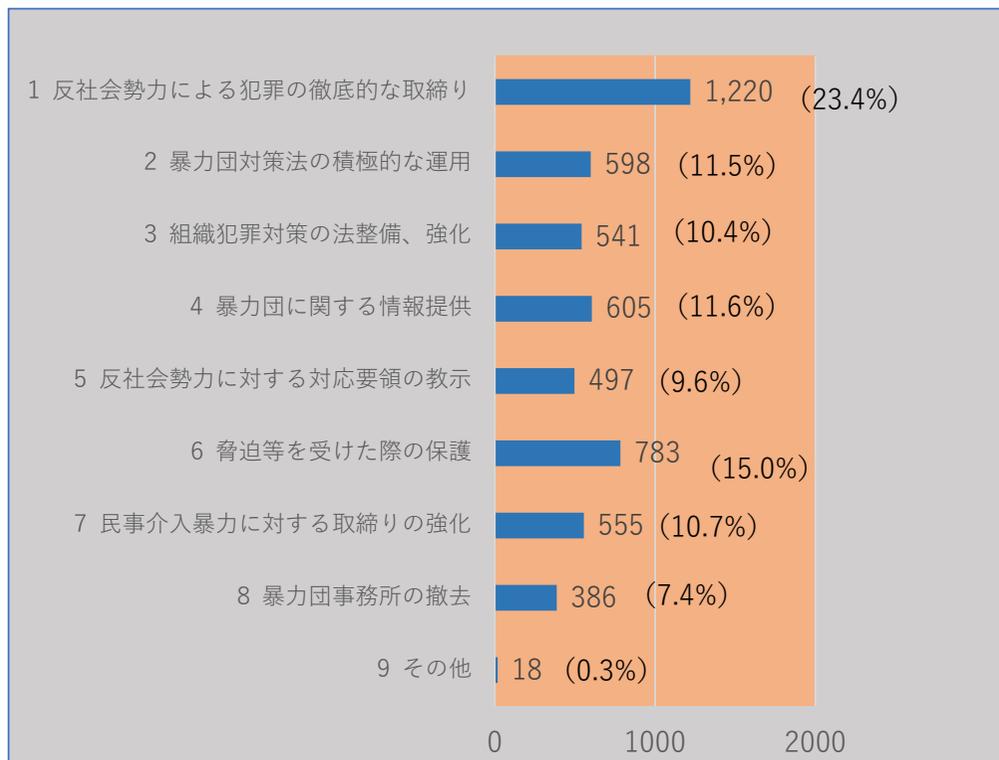
回答総数：3,470



不当要求があった場合の今後の対応についての質問では、「警察に相談・届け出をする」との回答が1,383人(39.9%)と最も多く、次に「暴追センターに相談する」が846人(24.4%)であった。

問11 不当要求防止対策に関して警察に何を望みますか
(複数回答可)

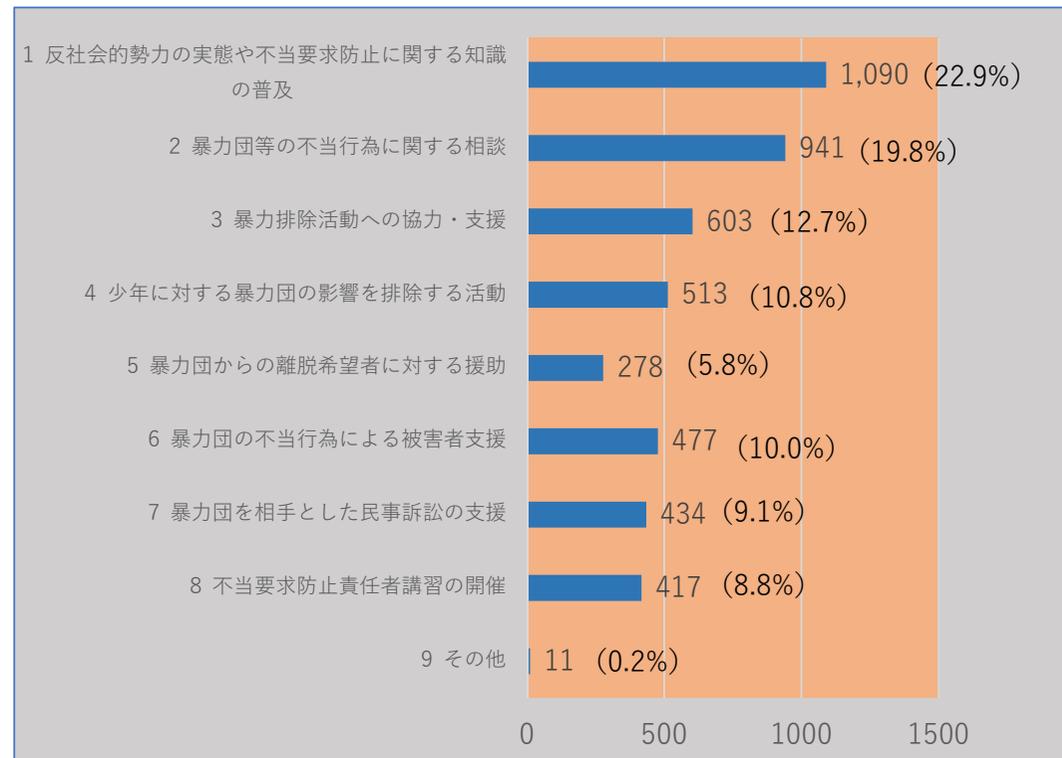
回答総数：5,203



警察に今後力を入れてほしいと考える活動でたずねると、「反社会勢力による犯罪の徹底的な取締り」が1,220人(23.4%)と最も多く、次に多かったのが「脅迫等を受けた際の保護」で783人(15.0%)であった。

問12 大分県暴力追放運動推進センターにどんな活動を望みますか
(複数回答可)

回答総数：4,764



暴力追放運動推進センターで今後特に力を入れてほしいと考える活動をたずねると、「反社会的勢力の実態や不当要求防止に関する知識の普及」が1,090人(22.9%)と最も多く、次に「暴力団等の不当行為に関する相談」で941人(19.8%)であった。

以下「暴力排除活動への協力・支援」と続きます。

おわりに

本調査の結果から、県民の皆様に、未だ大分県暴力追放運動推進センターの存在や活動内容が、十分に認知されていないことがわかりました。

当センターとしましては、センターの存在・活動内容が、広く県民の皆様に認知されるよう、引き続き企業訪問、不当要求防止責任者講習や広報活動、相談活動に努めるとともに、警察、大分県弁護士会、関係機関等と協力し、センター設立の目的である暴力団及び全ての暴力の根絶を図り、もって、「暴力のない、明るく住み良い大分県」の実現に努めてまいります。

あなたの街の相談窓口

■ 公益財団法人
〔所在地〕

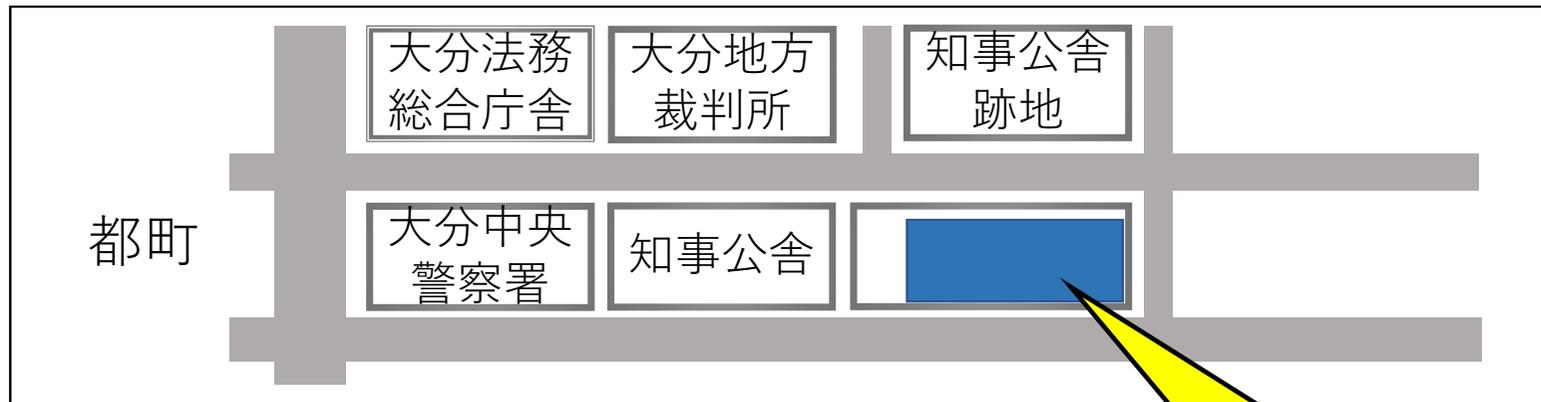
大分県暴力追放運動推進センター

大分市荷揚町5番36号 大分県警察本部庁舎別館

サアーヨナオン

暴力相談電話 097-538-4704

FAX 097-536-6110



- 暴力団に関してお困りの方はまずご相談ください。
- 秘密は厳守します。
- 相談は無料です。

大分県警察本部庁舎別館

■ 大分県警察本部刑事部組織犯罪対策課

ミナサン110バン

暴力相談コーナー 097-537-3110